

第2号議案

「発電設備等に関する契約申込み」及び「電源接続案件一括検討プロセスの再接続検討の申込み」における保証金の算定方法の決定及び公表について

「発電設備等に関する契約申込み」及び「電源接続案件一括検討プロセスの再接続検討の申込み」における保証金の算定方法については、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会「脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会」、及び広域系統整備委員会での審議結果を踏まえ、業務規程第74条の2及び第82条の2の規定に基づき、別紙のとおり決定し、公表する。

ただし、保証金の算定方法の公表は、現在意見募集中の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」の公表時期に合わせるものとする。

＜参考＞業務規程

(発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法)

第74条の2 本機関は、系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みを行う際に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。

(電源接続案件一括検討プロセスにおける保証金の算定方法)

第82条の2 本機関は、系統連系希望者が電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みを行う場合に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。

以上

【添付資料】

別紙：本機関ウェブページ掲載内容（案）

「発電設備等に関する契約申込み」及び「電源接続案件一括検討プロセスの再接続検討の申込み」
における保証金の算定方法について

業務規程第74条の2及び第82条の2の規定に基づき、「発電設備等に関する契約申込み」及び「電源接続案件一括検討プロセスの再接続検討の申込み」における保証金の算定方法を以下のとおり決定します。

1. 発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法

保証金＝接続検討回答の工事費負担金概算（消費税等相当額含む）×5%

※保証金は千円単位（千円未満の端数切捨て）とします。

※接続検討が不要な申込みについては、工事費負担金概算は0円として扱います。

2. 電源接続案件一括検討プロセスの再接続検討の申込みにおける保証金の算定方法

保証金＝負担可能上限額（消費税等相当額含む）×5%

※保証金は千円単位（千円未満の端数切捨て）とします。

3. 経緯

上記の保証金の算定方法については、第38回及び第39回の広域系統整備委員会での審議を経て、その後、第4回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会「脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会」にて審議を行った結果、以下のとおりとすることになりました。

- 発電設備等に関する契約申込みにおける系統容量の確保の重要性を考慮し、接続検討回答の工事費負担金概算の一定割合を保証金とすること
- 電源接続案件一括検討プロセスにおける辞退による影響低減を考慮し、電源接続案件募集プロセスの入札保証金ルールの一部を変更し、負担可能上限額の一定割合を保証金とすること
- 保証金の割合設定は、電源接続案件募集プロセスと同水準の5%にすること

上記の審議結果を踏まえ、今般、業務規程第74条の2及び第82条の2の規定に基づき、保証金の算定方法を決定するものです。

以上

（参考資料）

- ・効率的なアクセス業務の在り方について（第38回広域系統整備委員会資料 資料1-(2)）※添付略
- ・効率的なアクセス業務の在り方について（第39回広域系統整備委員会資料 資料1） ※添付略